

原田種成著「貞観政要 上」明治書院 1995年10月1日刊を読む

創業と守成のための十思とは

1. そもそも〔天下を取ろうとして〕深く憂い悩んでいるときには、必ず誠意を尽くして下の者を厚く待遇するが、志を達してしまえば欲情をほしいままにして人に対して傲慢になります。
 - (1) 誠意を尽くせば胡や越のような遠く隔った人も親密一体となり、傲慢になれば肉親さえも赤の他人となります。
 - (2) 〔民心が離れてしまつては〕いかに厳しい刑罰で取締まり、威怒でおどして恐れふるえさせても、結局は当座の罪を免れることだけを考へて君の仁徳になつることなく、表面は恭しく従っているようでも心の中では服していません。
 - (3) 民の恨みを招くのは事の大小にあるのではなく、実に畏るべきは民であります。
 - (4) 舟を載せ浮かべるのも水であれば舟を転覆させるのもまた水で〔あるように、君を立てるのも君を滅ぼすのも民で〕ありますから、よくよく戒慎すべきところであります。
 - (5) あたかも奔走する車を腐った綱で御するようなもので少しも油断をすることはできません。
2. ですから人君たるものは、〔次の十のことについて思うことが肝要でございます〕
 - (1) 欲しいものを見たときには、足るを知ることによって自ら戒めることを思い、
 - (2) 営造しようとするときには、止めるを知つて民を安んずることを思い、
 - (3) 高く危いことを思うときには、謙遜して自己をむなしくすることによって自ら処することを思い、
 - (4) 満ち溢れることを思うときは、江や海があらゆる川よりも低いところにあることを思い、
 - (5) 〔狩獵などをして〕遊び楽しみたいときには、三駆を限度とすることを思い、

(6) 怠りなまける心配のあるときは、始を慎み終を敬することを思い、

(7)〔君主の耳目を〕おおいふさぐもののあることを心配するときは、虚心に臣下の言を納めることを思い、

(8) 讒言をする邪悪な臣があるのを恐れるときは、身を正しくして悪を斥けることを思い、

(9) 恩恵を加えようとするときには、喜びによって賞を誤ることがないようにと思い、

(10) 罰を加えようとするときには、怒りによって、むやみに刑を加えることがないように思うことでございます。

3. この十思をしっかりと守り、

(1) 人の行いの九徳を大いに弘め、

(2) 才能のある者を選んで任用し、

(3) 善者を選んでその言に従えば、

(4) 智者はその謀計を尽くし、

(5) 勇者はその全力を尽くし、

(6) 仁者はその恩恵を広め、

(7) 信義ある者はその忠節をささげ、

(8) 文も武も争って国家のために奔走いたしますから、

4. 君にあっては

(1) 何事もなさらずして、

(2) 遊行の楽しみを尽くすことができ、

(3) 仙人のような長寿を保つことができ、

(4) 琴をひき鳴らし、

(5) 手をこまねいて何もせず、

(6) 何も言わずとも世の中が自然に治まります。

P46 ~ 47

[コメント]

「創業と守成」、とりわけ最も困難な「守成」のためにリーダーがなすべきこと、してはならないことは何かを考える際に、この「貞観政要」ほど参考になる本はない。まさに「古典の中の古典」と言える。この「十思」を参考に、自分なりの「十思」を考えたい。

- 2009年2月18日林明夫記 -